

議案第58号 小松島市基本構想に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

《制定の趣旨》

基本構想（総合計画）は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来都市像を描くものであることから、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とするため、条例を制定するもの。

小松島市基本構想に関する議会の議決すべき事件を定める条例

総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は計画期間中に廃止することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。